

貸切バス安全性評価認定制度に基づく認定

公益社団法人 石川県バス協会



評価認定制度のシンボルマーク

この「SAFETY BUS」マークは、公益社団法人日本バス協会が実施している「貸切バス安全性評価認定制度」に基づき安全確保に向けた取組状況が優良なバス会社であることを示すマークです。平成26年9月19日現在県内18事業者が下記のとおり認定されております。

記

I. 「二ツ星」認定事業者

- | | | | |
|---------------------|-------------|------|---------------|
| 1. 加賀白山バス株式会社 | (本社所在地：白山市 | 窓口 ☎ | 076-272-1893) |
| 2. 加賀温泉バス株式会社 | (本社所在地：加賀市 | 窓口 ☎ | 0761-73-5070) |
| 3. 北陸鉄道株式会社 | (本社所在地：金沢市 | 窓口 ☎ | 076-237-8115) |
| 4. 北鉄奥能登バス株式会社 | (本社所在地：輪島市 | 窓口 ☎ | 0768-22-2311) |
| 5. 北鉄能登バス株式会社 | (本社所在地：七尾市 | 窓口 ☎ | 0767-52-9770) |
| 6. 株式会社富士交通 | (本社所在地：金沢市 | 窓口 ☎ | 076-252-8111) |
| 7. 北陸交通株式会社 | (本社所在地：野々市市 | 窓口 ☎ | 076-294-1560) |
| 8. 株式会社丸一観光 | (本社所在地：七尾市 | 窓口 ☎ | 0767-53-6161) |
| 9. 北日本観光自動車株式会社 | (本社所在地：金沢市 | 窓口 ☎ | 076-266-2511) |
| 10. 北鉄金沢バス株式会社 | (本社所在地：金沢市 | 窓口 ☎ | 076-237-8355) |
| 11. 西日本ジェイアールバス株式会社 | (営業所所在地：金沢市 | 窓口 ☎ | 076-231-1783) |
| ※大阪本社で認定 | | | |
| 12. 小松バス株式会社 | (本社所在地：小松市 | 窓口 ☎ | 0761-22-3721) |
| 13. なるわ交通株式会社 | (本社所在地：金沢市 | 窓口 ☎ | 076-253-2211) |
| 14. 京福リムジンバス株式会社 | (本社所在地：加賀市 | 窓口 ☎ | 0761-75-3800) |
| 15. 金城交通株式会社 | (本社所在地：金沢市 | 窓口 ☎ | 076-253-3333) |

II. 「一ツ星」認定事業者

- | | | | |
|--------------------------|------------|------|---------------|
| 16. 額交通株式会社 | (本社所在地：金沢市 | 窓口 ☎ | 076-298-0150) |
| 17. 日本海観光バス株式会社 | (本社所在地：加賀市 | 窓口 ☎ | 0761-73-2525) |
| 18. 北崎自動車工業(株)(白山きたさきバス) | (本社所在地：白山市 | 窓口 ☎ | 076-275-0288) |

全国の認定状況（日本バス協会）

- 平成26年度の認定日 : 平成26年月9日19日
- 平成26年度認定の事業者数 : 309事業者（内、新規認定126社 ニッ星認定137社）
- 平成26年度認定の有効期限 : 平成28年月12日31日

- 平成26年月9日19日現在の認定事業者数 : 636事業者（内、ニッ星認定327社）

認定事業者の概要につきましては日本バス協会ホームページをご覧ください。

認定基準

○評価・認定対象

評価・認定を希望する一般貸切旅客自動車運送事業の事業者（貸切バス事業者）

○申請条件

評価・認定を希望する貸切バス事業者は、以下の条件を全て満たしていること。

- ① 事業許可取得後3年以上経過していること。
- ② 安全性に対する取組状況における法令遵守事項に関する違反がないこと。
- ③ 過去2年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故（以下「死傷事故」という。）が発生していないこと。
- ④ 過去1年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第1号に規定する事故（以下「転覆等の事故」という。）又は悪質な法令違反による事故（以下「悪質違反による事故」という。）が発生していないこと。
- ⑤ 過去1年間に、安全の確保に関する法令違反を含む違反により、30日車の車両停止以上の行政処分が発生していないこと。

注 「悪質違反による事故」とは、飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠りにより生じた事故をいう。

注 申請条件①～⑤は全て貸切バス事業に係るものを対象とする。